

住民税が2倍、4倍 こんなに払えない～!!

国保料も値上がり

6月から住民税があがり、収入は増えていないのにどうしてこんなにあがったの？ 去年もあがったのに今年もなんてひどい！ という声があちこちであがっています。連動して国民健康保険料もあがりました。

横浜市では納税通知書が発送されて2週間で、約3万件もの問い合わせが区役所・市役所にありました。これは、主に自民・公明が決めた定率減税の廃止などによるものです。

いまある制度で、減免が受けられることがあります。

該当するかな？と心当たりがある方は、区役所税務課に相談してみましょう。

日本共産党市議団でも、相談に乗っています。



くらせ
ません

住民税 収入が減った、災害にあったなどの方 住民税の減免制度を申請しましょう

病気などで仕事ができなくなったり、リストラなどで職を失った場合などは、市税の減免制度を受けられることがあります。積極的に活用しましょう。

次の場合、市税の減免が受けられます。

- 災害を受けた場合
- 生活保護を受けている場合またはこれに準ずる場合
- 公益上その他の事由により、特に減免を必要とする場合

では「公益上その他の事由」とは、仕事がなくなり、事業をやめたりして、収入が前年度の3割以上減少した場合や、障害者になった場合などです。

日本共産党横浜市議団に相談があったケースには、病気で収入が前年度の半分になったサラリーマンの方(控除後の前年度の所得額が300万円以下)は、6割の減免率となり、市民税の4割の支払いですむことになりました。

公益上その他の事由で減免になる場合の主なケース

	配偶者・扶養控除後の前年合計所得金額	減免率
1か月以上失職等によって収入がない者	300万円以下	失職中の納期の全額
	350万円以下	失職中の納期の8/10
	420万円以下	失職中の納期の6/10
賦課期日以降の合計所得金額の見込みが前年中の合計所得金額の3/10以下に減少した者	300万円以下	その納期の7/10
	350万円以下	その納期の5/10
	420万円以下	その納期の3/10
賦課期日以降の合計所得金額の見込みが前年中の合計所得金額の5/10以下に減少した者	300万円以下	その納期の6/10
	350万円以下	その納期の4/10
	420万円以下	その納期の2/10
賦課期日以降の合計所得金額の見込みが前年中の合計所得金額の7/10以下に減少した者	300万円以下	その納期の3/10

医療費控除は「10万円を超えるべきダメ」と思い込んでいませんか？

1年間の医療費が「所得の5%か、10万円か、どちらか少ない方」を超えた場合に、超えた分を控除できます。

たとえば、年金が200万円なら公的年金等控除を差し引いた所得は80万円で、その5%の4万円を超えた分の医療費相当額を控除することができます。月1万円

の医療費なら、税金が1万円以上安くなる可能性がありますので、領収書は必ず保管しておきましょう。

まだ確定申告していない場合は過去5年分について申告可能ですが、すでに確定申告している場合の医療費控除の追加は1年以内にしなければならないので、注意してください。

介護 保険 介護認定を受けている方 税金の控除を受けましょう

介護認定を受けている高齢者で、ねたきりの方や障害者に準ずる方は、各区の福祉保健センター長の認定を受ければ、障害者控除の対象となり、所得税や住民税の控除が受けられます。

高齢者の障害者控除

	対象者	控除額
一般 障がい者 控除	①身体障がい者(3~6級)に準ずる方	所得税 27万円
	②知的障がい者(軽度・中度)に準ずる方	市県民税 26万円
特別 障がい者 控除	③身体障がい者(1~2級)に準ずる方	所得税 40万円
	④知的障がい者(重度)に準ずる方	市県民税 30万円
	⑤6か月程度以上ねたきりで、食事・排泄等の日常生活に支障のある方	



納税者本人や扶養家族などが障がい者の場合、所得税・住民税の所得控除ができます。

障がい者手帳がなくても65歳以上の高齢者で「障がい者に準ずる」人は、福祉保健センター長の認定を受ければ、障がい者と同様に税金の控除を受けることができます。

障がい者控除を受けようと思う方あるいはそのご家族は、区役所の福祉保健センターの相談窓口に申し込みに行きましょう。

認定されたら、対象者認定書が出されますので、その認定書を税務署に届けましょう。

昨年度、横浜市で高齢者の障がい者控除を受けた方は465人でした。

一方、人口42万人の岐阜市では、要介護度認定を受けている人6200人全員に案内と申請書を発送し、3245人が要介護の障がい者控除を受け、減税を受けています。

国民健康 保険料 2割減額申請書が届いた方 申請書の提出で減額を受けましょう

6月18日から、国民健康保険料額の通知書が送付されています。通知書と一緒に「国民健康保険料2割減額申請書」が封筒と一緒に送られてきた方は、たいていの場合、申請さえすれば、減額が受けられます。

方法は簡単、申請書に、申請書を書いた日付(申請日)、住所、名前を書いて、今年の見込み収入・所得額が、昨年とほぼ同じか減少するかをチェックするだけ。記入した申請書を同封の封筒に入れてポストに入れてください。

その後、区役所から保険料額変更後の納付書が送られてきます。減額される額は、医療分が8524円、介護分が2704円です(介護分は40歳から65歳未満の人のみ)。

ただし、今年の収入見込みが昨年より大幅に増える場合(本年の収入見込み額が、前年の総所得額の2倍以上)は、減額の対象になりません。

この制度は、以前からありますが、対象者のうち、毎年半数近くの人が申請していません。

申請がまだの方は、お早めに手続きをどうぞ!

2割減額の所得基準

世帯で国保に入っている人数	前年の総所得金額(注)	公的年金収入の目安(65歳以上)
1人	68万円以下	188万円
2人	103万円以下	223万円
3人	138万円以下	258万円
4人	173万円以下	293万円

注: 7割、5割減額は申請手続きなしで行われますが、2割減額は申請が必要となります。

